

アルバイト規程

【特別アルバイト】

- 1 特別アルバイトは許可制とする。
- 2 生徒は学業が本分であることから、長期休業中以外のアルバイトは原則として認めない。
- 3 保護者からの申請により、家庭事情等やむを得ない場合は学年と生徒指導部で審議の上、校長の決裁を得て許可する。
- 4 学業不振の場合、補講等の指導を受け、十分な成果があったと教科担任が判断されない限り許可しない。
- 5 無許可のアルバイトは規程に基づき指導する。

【長期休業中のアルバイト】

- 1 長期休業中のアルバイトは届出制とする。
- 2 長期休業中のアルバイトは次のとおりとする。
 - (ア) 活動届・アルバイト生徒受け入れ誓約書を提出して、アルバイトを実施すること。
 - (イ) アルバイト期間終了後は、活動報告書を提出すること。
 - (ウ) 成績不振者補講・講習・部活動・進路活動等を最優先とし、それ以外の適切な時間にアルバイトを実施すること。

【共通】

- 1 下記のアルバイトについてはいかなる場合も禁止する。
 - (ア) アルコール類を主に提供する職種
 - (イ) 夜間及び住み込みのアルバイト
 - (ウ) 危険または有害な職種
 - (エ) 学校が高校生としてふさわしくない内容の業務であると判断した場合